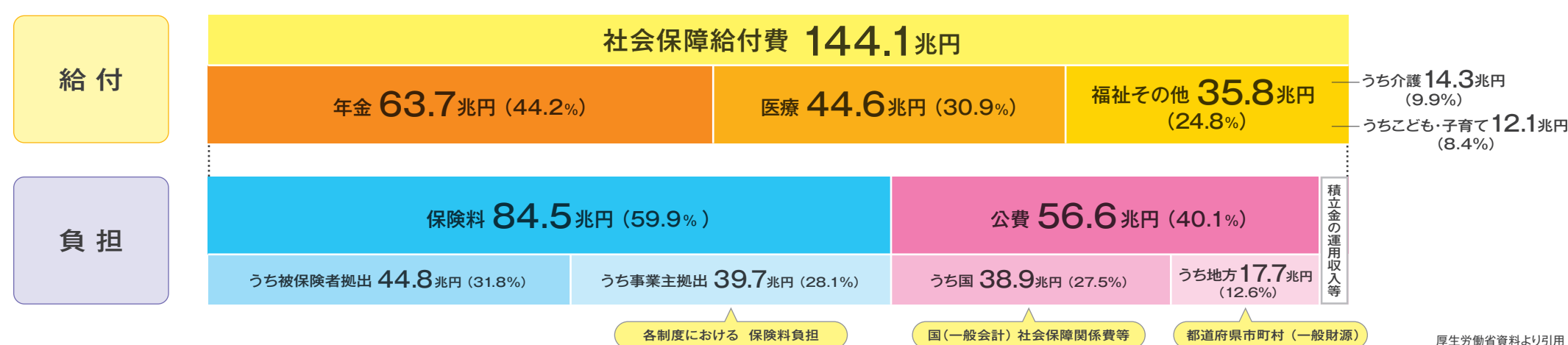


未来につながる税・財政の制度設計を。

消費減税にあたっては事業者に必要な配慮を求めます

中小企業を中心とする全国約70万社の会員企業で構成される経営者の団体「公益財団法人 全国法人会総連合(略称:全法連)」は、9月18日開催の理事会において、「令和9年度税制改正に関する提言」を決議しました。今般、政府・与党は、2027年4月から飲食料品の消費税率を2年間限定で1%に引き下げるとともに、1%分の消費税収に相当する給付金を中低所得者へ支給する方針を決定しました。しかし、社会保障財源に充てることとされている消費税の減税については、物価高対策としての効果が不透明であるうえ、減収分と給付金を合わせた財源も明確に示されていません。さらに、事業者は、2年間の減税のためにレジシステムの改修や社員教育などの対応を迫られ、多額の費用や人手を要するなど、大きな負担を負うことになります。法人会はかねて政府・与党に対し、消費税減税には慎重な対応を求めてきましたが、中小・零細企業に配慮した万全の措置を講じるよう強く訴えています。

社会保障の給付と負担の現状 (2026年度予算ベース)



公益財団法人 全国法人会総連合
会長 斎藤 保
株式会社IHI特別顧問

令和9年度税制改正に関する提言(概要)

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的な課題であり、財政の持続可能性を高めるために本格的な歳入・歳入の一体的な改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、歳出についても聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業の活性化を促し、地域の中で存在感を発揮してもらうことは、地域経済の活力を取り戻すことにもつながる。地方創生の観点からも政府と地元自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」等の拡充、本則化
- (3) 償却資産に対する課税の見直し
- (4) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和
- (5) 中小企業の事務負担軽減 等

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

中小企業における事業主の社会保険料負担は、賃上げに伴い年々増加している。事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含めて税と社会保障を一体的に議論すべきである。

2. 事業承継税制の拡充

中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができなければ、そうした企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

3. 消費税への対応

社会保障国民会議では、中低所得者の生活を支援する「給付付き税額控除」の導入に向けた議論が行われているが、制度設計にあたっては軽減税率やインボイス制度のあり方についても深掘りした議論が求められる。

